

# エメラルドSTACIA PiTaPa カード会員特約

## 第1条(総則)

本特約は、株式会社阪急阪神カード(以下「阪急阪神カード」という)、株式会社スルッとKANSAI(以下「スルッと」という)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)の三社(以下「三社」という)が提携して発行する「エメラルドSTACIA PiTaPa カード」(以下「本カード」という)の三社提携によって生じる事項について定めるものです。

## 第2条(会員と本カードの貸与)

1. 本カードの申込者は、阪急阪神カードが定める「STACIAカード会員規約」、「『STACIA』ポイントプログラム規定」、スルッとが定める「PiTaPa会員規約」、三菱UFJニコスが定める「個人会員規約」(以下総称して「会員規約等」という)および本特約を承認のうえ、三社に対し本カードの発行を申し込むことし、三社が本人会員または家族会員として認めた方を本カードの会員(以下「会員」という)とします。
2. 本カードの所有権は三社に属し、三社は会員に本カードを貸与します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

## 第3条(三社のサービス等の利用)

1. 会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。
  - (1)阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
  - (2)スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。
  - (3)三菱UFJニコスが提供するクレジット機能ならびに付帯サービス。ただし、原則としてショッピング利用において本カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。また、本カードで三菱UFJニコスが提供する「グローバルポイント」を利用することはできません。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合には、三社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。
3. 三社は、三社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更することがあります。

## 第4条(本カードの有効期限)

1. 本カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず三社が指定するものとし、本カード上に表示した月の末日までとします。
2. 三社は、本カードの有効期限の2ヶ月前までに退会の申し出がなく、かつ三社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
3. ジュニアカードの会員は「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めに従わらず、有効期限をもって退会するものとします。

## 第5条(年会費等)

会員は、三社に対して、会員規約等に基づき、三社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

## 第6条(PiTaPa機能に係る業務)

1. 会員は三菱UFJニコスが本カードのPiTaPa機能に係る次の業務を行ふことに同意するものとします。なお、三菱UFJニコスは、業務の一部または全部を第三者に委託するものとします。
  - (1)本カードの入会申込の受付、申込書の記載内容の確認および登録に係る業務
  - (2)与信業務および債権管理業務、また当該業務のために行なう「個人会員規約」で規定する信用情報機関への照会・登録に係る業務
  - (3)本カードの利用代金および手数料の金額の通知および口座振替、代金の支払督促、回収および本カードの回収に関する業務
  - (4)本カードにおける会員の各種変更に関する変更の届出用紙の送付、受付、登録に関する業務
2. 会員は、三菱UFJニコスおよびスルッとが、前項各号の業務に係る情報を相互に提供し利用することを承認するものとします。

## 第7条(PiTaPa機能利用代金の支払い等)

1. 会員は「PiTaPa会員規約」第32条に基づき、スルッとが会員に対して取得する立替金債権について、三菱UFJニコスがスルッとに対して、立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。
2. 三菱UFJニコスは、前項に基づく立替払いの方法として、スルッとの指定により三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)に対して支払うこととします。
3. 会員は、三菱UFJニコスに対して、本カードの「PiTaPa会員規約」に基づく立替金債権相当額の支払債務を負担するものとします。
4. 商品の所有権は、三菱UFJニコスがスルッとの指定先である三井住友に立替払いをすることにより三菱UFJニコスに移転すること、および前項の債務の完済まで三菱UFJニコスに留保されるものとします。
5. 本カードのPiTaPa機能利用による三菱UFJニコスに支払うべき会員の債務については、「個人会員規約」が適用されるものとします。

## 第8条(PiTaPa機能利用代金の会員請求)

会員は本カードのPiTaPa機能利用により発生する債務について「PiTaPa会員規約」の定めにかかわらず、本特約第3条第1項(3)の利用により生じた債務とともに、「個人会員規約」に基づき、三菱UFJニコスにあらかじめ届け出た金融機関の指定口座から口座振替の方法により支払うものとします。

## 第9条(バリュー残額の返金と未払い債権への補填)

1. 「PiTaPa会員規約」第36条の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限を更新した場合、三菱UFJニコスは、スルッとに代わり本カードのバリュー残額を本特約第8条に規定する指定口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して三菱UFJニコスより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、三菱UFJニコスは返金に応じることはできません。
2. 会員が本特約第11条に基づき、会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは会員の承諾なしに、本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
3. 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合には、スルッとに代わり三菱UFJニコスが会員に対して所定のバリュー払戻し手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額がバリュー払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

## 第10条(本カードの再発行)

本カードの紛失・盗難・破損、汚損や氏名変更、クレジット機能またはPiTaPa機能に関する暗証番号等の変更を理由に、会員が三社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し三社が審査のうえ、再発行を認めた場合、本カードを再発行するものとします。この場合会員は、スルッとおよび三菱UFJニコスが通知

または公表するカード再発行手数料を支払うものとします。また、会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、原則当該会員が所持する本カードを三社のうちいずれか一社に対して返還するものとします。

## 第11条(会員資格の喪失)

- 1.三社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに三社のうちいずれかに返還するものとします。
- 2.前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社全ての会員資格を喪失するものとします。

## 第12条(期限の利益の喪失)

「PiTaPa会員規約」第14条、および「個人会員規約」第118条の定めの他、本特約に基づく三菱UFJニコスに支払うべき債務の履行を遅滞した場合、および本特約第11条に基づき会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益を失い、直ちに三菱UFJニコスに対する未払い債務を支払うものとします。

## 第13条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 1.会員は、本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。
- 2.前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに、スルッとおよび三菱UFJニコスに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよび三菱UFJニコスの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能に関する損害については、「個人会員規約」第16条に基づき、また、PiTaPa機能については「PiTaPa会員規約」第9条に基づき、三菱UFJニコスが支払債務を免除します。

## 第14条(届け出事項の変更)

- 1.会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三菱UFJニコスに届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、三菱UFJニコスが通知または公表する方法により遅滞なく三菱UFJニコスに、また、PiTaPa機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なくスルッとに届け出るものとします。
- 2.前項のうち、氏名の変更があった場合においては、会員は本カードを三菱UFJニコスに返還するものとします。なお、この場合には、本特約第10条に基づき再発行手続きがとられるものとします。

## 第15条(退会)

- 1.会員は本カードを退会する場合、原則として本カードを添え、所定の届出用紙により、三菱UFJニコスに届け出るものとします。
- 2.会員は前項により、三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき三社すべてから退会となるものとします。

## 第16条(本カードの機能停止等)

会員は、三社との各契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、事前の通知・催告することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収されることがあること、また、回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあります。これに伴う不利益・損害等については、三社はいずれも責任を負わないものとします。

- (1)本カードの再発行のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。
- (2)本カードに関する諸変更手続のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを送付または預けた場合。
- (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、三社の故意または過失による場合はこの限りではありません。
- (4)PiTaPa機能の不具合により、スルッと所定の窓口にてPiTaPa機能のみ有するカードの再発行を会員が申し出ることにより、本カードが回収された場合。
- (5)会員から三社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難にあった旨の届け出があった場合。
- (6)会員が、会員規約等および本特約に違反したまたは違反するおそれがある場合。

## 第17条(個人情報の提供および利用)

- 1.会員および入会を申し込みされた方(以下総称して「会員等」という)は、三社が会員等の個人情報を、本特約および会員規約等の定めに従い、取得、利用することに同意するものとします。
- 2.会員等には個人信用情報機関等の登録・利用に際し、PiTaPa会員規約第41条および第42条は適用されません。
- 3.会員等は、三社が本カードの発行および会員管理のため、それぞれ適切な保護処置を講じた上で、本カードの発行・管理・与信業務および債権管理業務を目的とし、本カードに関する会員等の個人情報のうち、下記情報を相互に提供し、利用することに同意します。
  - (1)三社の会員規約等および本特約に基づき届け出のあった本カードの会員等の情報
  - (2)本カード申込みに対する審査の結果(その理由を除く)
  - (3)本カードの申込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後のカード会員番号・有効期限
  - (4)カード会員番号が無効となった事実(その理由を除く)
  - (5)本カードの会員資格の喪失(その理由を除く)
- 4.会員は、三菱UFJニコスが適切な保護処置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードによる特典およびポイントのサービス等の提供、会員からの利用状況照会の対応、および会員利用分析を目的として、会員の本カードのご利用に関する利用日、利用金額、利用店名等のご利用状況、契約内容に関する情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意するものとします。
- 5.会員は、三菱UFJニコスが適切な保護処置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第3項および第4項に定める個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。
- 6.会員は、PiTaPa機能の利用について、スルッとが適切な保護処置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードによる特典およびポイントのサービス等の提供を目的として、会員の本カードのPiTaPa機能のご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。
- 7.会員は、PiTaPa機能の利用について、スルッとが適切な保護処置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第3項および第6項に定める個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。
- 8.会員は第5項および第7項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対してその中止を申し出ることができます。
- 9.本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除・請求等についてのお問い合わせ先は、会員規約等に記載されている各社の窓口とします。

## 第18条(本特約の変更・承認)

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

## 第19条(会員規約・規定・特約の適用)

三社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。  
本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。

## 第20条(暗証番号)

会員は「PiTaPa会員規約」第5条に規定されるPiTaPa暗証番号について、登録されているPiTaPa暗証番号が個人会員規約に規定されるクレジットカードの暗証番号と同一である場合、当該PiTaPa暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、登録された暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと三菱UFJニコスが認めた場合を除き、会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

(2025年12月9日改定)